

木屋川水系木屋川ダム再開発事業について

1 事業の目的

現在の木屋川ダムは昭和30年完成後も昭和34年、昭和39年、昭和55年、平成11年には洪水調節容量を超える洪水が発生し下流部の浸水被害が発生したほか、平成6年には渇水被害も発生したことから、木屋川ダムの嵩上げを行い所定の容量を確保するものです。

2 事業の概要

木屋川ダム再開発事業は、ダムを10m嵩上げし、洪水調整、流水の機能維持及び用水の安定化を図るため、山口県が木屋川水系河川整備計画の一環として、実施する事業です。嵩上げ後に豊田湖の貯水面積が増加し工事の実施期間も長期間にわたり周辺環境への影響も懸念されること、及び再開発後の湛水面積が234haのダムであることから、当該事業は環境影響評価法で定められている第一種事業に該当し、環境影響評価法に沿った手続きが行われます。

3 環境影響評価方法書の手続きについて

平成28年 6月30日 事業者が下関市長に方法書を送付した。
山口県知事が下関市長に意見照会を行った。

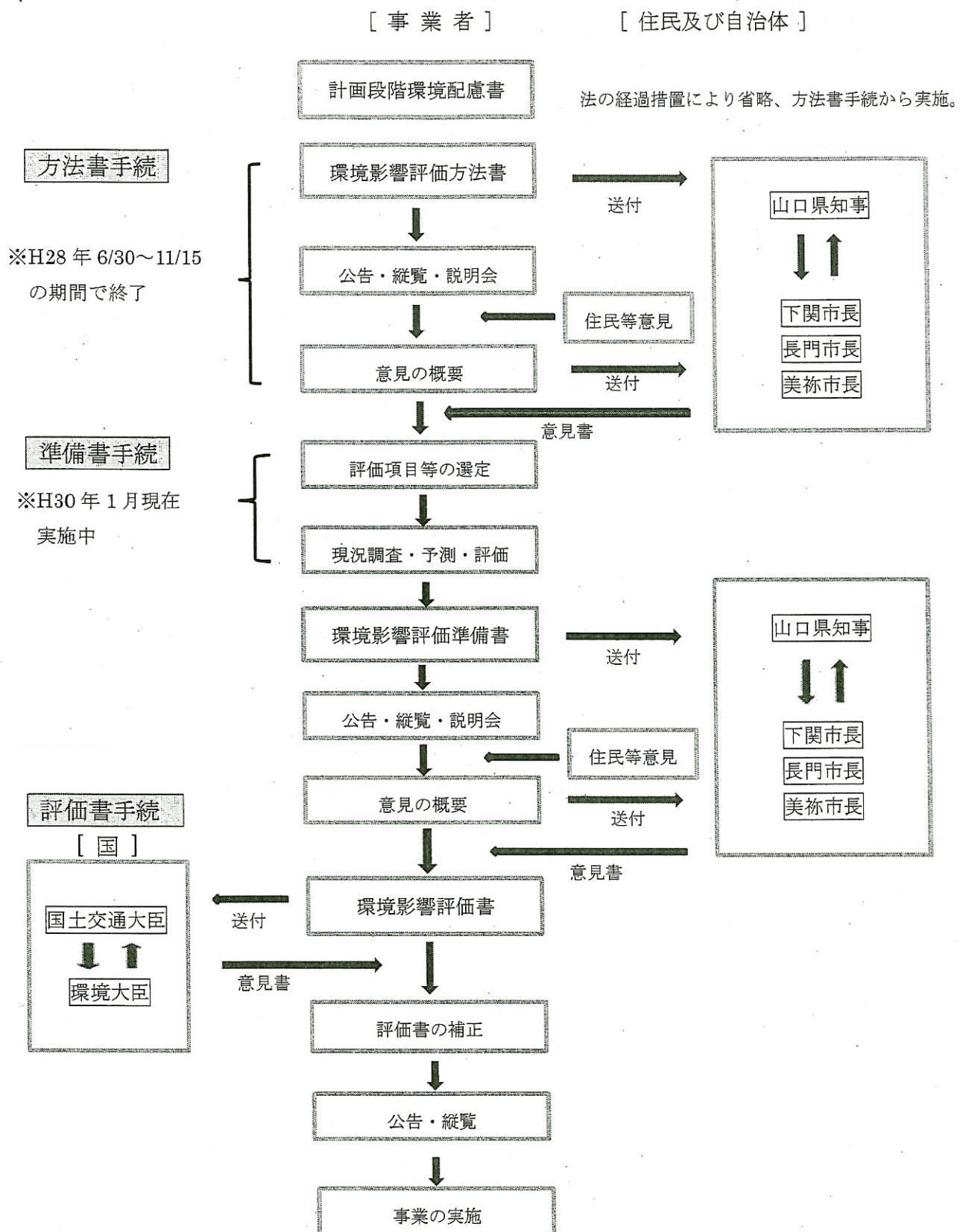
平成28年 7月 1日	事業者が方法書の公告・縦覧を行った。
～ 8月 1日	事業者が説明会を開催した。
平成28年 7月13日	下関市長が下関市環境審議会に諮問・審議。
平成28年 8月25日	下関市環境審議会において審議を行った。
平成28年 9月15日	下関市環境審議会が下関市長に答申した。
平成28年 9月27日	下関市長意見を山口県知事に回答した。(別紙1)
平成28年 9月29日	事業者に山口県知事意見を提出した。(別紙2)
平成28年11月15日	

4 事業者における準備書作成に向けた進捗状況

事業者は、方法書に基づいた環境調査を行っており、平成29年度末までに、大気環境及び動物調査等、一部調査を除き終了する予定です。(下関市長意見として述べたワカサギに係る環境影響を検討するための調査も実施される予定です。)

平成30年度には、環境調査が概ね終了し、予測・評価及び環境保全対策等の検討を開始する予定です。

5 環境影響評価手続きフローに関する今後の予定



(写)

別紙1

下環政第2077号

平成28年9月29日

山口県知事・村岡 嗣政 様

下関市長 中尾 友昭



木屋川水系木屋川ダム再開発事業に係る環境影響評価方法書について
(回答)

平成28年6月30日付平28環境政策287号で照会のありました木屋川
水系木屋川ダム再開発事業に係る環境影響評価方法書につきまして、下関市環
境審議会からの答申を踏まえ、別紙事項を下関市長意見として回答いたします。

別紙

1 ダムは貯水機能のみではなく物質循環の一翼を担っているため、ダム湖の環境監視ならびに流域から海域への物質循環影響について次の項目を以って検討してください。

検討項目 pH・COD・窒素・りん・鉄・砂の循環

2 ダム管理において次の内容について考慮してください。

- (1) 水質汚濁の負荷が高まった時の対策とダム放流水が下流に与える影響について
- (2) 溶存酸素濃度に対して感受性が高い生物へ配慮し、放流水の溶存酸素濃度について
- (3) 渇水時のこと考慮し、ダムに近い場所での維持流量の測定について

3 豊田湖の観光資源となっているワカサギについてもゲンジボタルと同様に生息調査等を検討してください。

4 再開発によるダム水面の変化がもたらす水没予定水域の変化を図示し、環境影響を考慮してください。特に、次の内容を検討してください。

- (1) ワカサギの産卵場ともなる流入河川への遡上影響について
- (2) 気象への環境影響について

5 降下ばいじんは、期間短縮による換算値で求めるのではなく、実測値で評価してください。また、測定に影響を及ぼす気象情報の把握に努めてください。

6 ダムの再開発がもたらす生態系サービスについて具体的な貢献の記述をしてください。

7 ダムの嵩上げ高を10mとした理由について説明を尽くしてください。

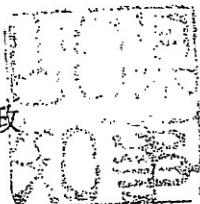
別紙2



平28環境政策第498号
平成28年(2016年)11月15日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県知事 村岡 嗣政



木屋川水系木屋川ダム再開発事業に係る環境影響評価方法書
に対する知事意見について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、平成28年6月30日付けで送付のあった標記の環境影響評価方法書について、法第10条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

なお、本方法書に対する下関市長、長門市長及び美祢市長の意見は、別添写しのとおりです。

木屋川水系木屋川ダム再開発事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

本事業は、木屋川水系河川整備計画の一環として、既設の木屋川ダムを10m嵩上げし、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び既得用水の安定化を図るものとしている。

一方で、本事業は、嵩上げ後に豊田湖の貯水面積が増加するものであり、施設の供用に伴い湖畔の森林の一部が水没し、また、工事の実施が長期間に及ぶことから、周辺環境への影響が懸念される。

このため、事業者は、環境影響評価方法書の記載事項はもとより、以下に述べる事項について十分に留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 対象事業実施区域の一部が豊田県立自然公園に位置し、また、豊田湖並びに木屋川及びその支流では漁業活動が行われていることから、事業計画や工事計画の具体化に当たっては、水質汚濁防止、生物多様性保全、人と自然との触れ合い活動の場の保全等の観点から、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、より一層の環境影響の低減について検討を行うとともに、地元住民等へ丁寧に説明すること。
- (2) 既設ダム及び10m嵩上げ後のダムにおける常時満水位及び洪水時最高水位の貯水区域の比較や、付け替え道路等の工事及び建設発生土処理場の設置における土地の改変区域について、図面を用いて環境影響評価準備書にわかりやすく記載すること。
- (3) 木屋川流域から供給された栄養塩類、落ち葉等の有機物、砂礫などの物質は、河川を経由し海域に流下することで、流域から海域への生態系サービスに寄与していることから、選択取水設備の運用など下流の河川環境に配慮したダムの操作方法について検討するとともに、施設の供用に伴う河川の水質や生態系への影響、砂礫の移動状況について、適切に調査・予測・評価を行うこと。
- (4) 調査・予測・評価に係る手法について、気象条件を考慮した上で、適切な時期・期間を設定するとともに、他のダム事業の類似事例や最新の知見を収集した上で、予測計算に用いる数値の妥当性を検証するなど、可能な限り精度・信頼度の向上を図ること。
- (5) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合には、選定した項目や手法を必要に応じて見直すとともに、追加的に調査・予測・評価を行うなど、適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事の実施に伴う粉じんについて、建設機械の稼働や建設発生土処理場からの飛散による周辺環境への影響が懸念されることから、飛散防止対策を検討す

るとともに、必要に応じて調査地点を追加するなど、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(2) 騒音・振動

工事の実施に伴う騒音・振動について、建設機械の稼働や工事用車両の運行による周辺環境への影響が懸念されることから、騒音・振動防止対策を検討するとともに、必要に応じて調査地点を追加するなど、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(3) 水質

ア 対象事業実施区域及びその周辺において、水質に係る環境基準値や水道水質基準値を超過している地点が存在することから、選択取水設備の運用などダムの放流方法等により、周辺環境への影響を可能な限り低減するよう検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

イ 工事の実施に伴う水の濁りについて、建設発生土処理場等からの流出による周辺環境への影響が懸念されることから、流出防止対策を検討するとともに、必要に応じて調査地点を追加するなど、適切に調査・予測・評価を行うこと。

ウ 工事の実施に伴う地下水への影響について、施工方法によっては水質や水位への影響が懸念されることから、その影響を可能な限り回避・低減するよう工事計画を検討するとともに、必要に応じて環境影響評価項目に追加すること。

(4) 動物・植物

ア 陸生生物について、施設の供用に伴う湖畔の森林の水没や、工事の実施に伴う土地の改変が及ぼす影響を考慮した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。

イ ゲンジボタルについて、「木屋川・音信川ゲンジボタル発生地」として国の天然記念物に指定されていることから、必要に応じて専門家の意見を聴くなど、生息・生育地の分布状況を把握した上で、環境保全措置を検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

ウ ワカサギについて、豊田湖では養殖業が行われ、定期的に放流することで増殖を図っていることから、必要に応じて専門家の意見を聴くなど、生息・生育地の分布状況や流入河川の遡上状況を把握した上で、環境保全措置を検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺において、ホタル祭り、ワカサギ釣り大会、俵山しゃくなげ園などが観光資源となっていることから、必要に応じて関係機関の意見を聴くなど、最盛期における利用状況を把握した上で、工事計画を検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

(6) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び建設発生土について、発生量を把握し、発生を抑制するとともに、有効利用についても検討を行った上で、適切に予測・評価を行うこと。